

義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百二二号）

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）</p> <p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校及び聾学校<small>（ろうがく）</small>の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ことの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）</p> <p>二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校、盲学校及び聾学校<small>（ろうがく）</small>に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費</p> <p>（削除）</p> | <p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担）</p> <p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校及び聾学校<small>（ろうがく）</small>の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ことの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）</p> <p>二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校、盲学校及び聾学校<small>（ろうがく）</small>に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費</p> <p>三 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の定めるところによる公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員に対する児童手当の支給に要する経費</p> |

公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）</p> <p>第五条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員の給料その他の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費について、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> | <p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担）</p> <p>第五条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、次の各号に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一 公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員の給料その他の給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費</p> <p>二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の定めるところによる公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員に対する児童手当の支給に要する経費</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十條 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一 義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費</p> <p>二 削除</p> <p>三 二十七（略）</p> <p>附 則</p> <p>（地方公共団体がその全額を負担する経費の特例）</p> <p>第三十四條 地方公共団体が行う事務に要する次に掲げる経費については、第九条の規定にかかわらず、当分の間、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一及び二 削除</p> <p>三 養護学校の小学部及び中学部の建物の建築に要する経費</p> <p>四 養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）</p> | <p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十條 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一 義務教育職員の給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費</p> <p>二 削除</p> <p>三 二十七（略）</p> <p>附 則</p> <p>（地方公共団体がその全額を負担する経費の特例）</p> <p>第三十四條 地方公共団体が行う事務に要する次に掲げる経費については、第九条の規定にかかわらず、当分の間、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一及び二 削除</p> <p>三 養護学校の小学部及び中学部の建物の建築に要する経費</p> <p>四 養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経</p> |

に要する経費
五 引揚者の援護に要する経費
2 (略)

費
五 引揚者の援護に要する経費
2 (略)